

秋田県麻薬卸売業者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

次の申請に係る手数料の額を引き上げることとする。（第2条関係）

（1件につき）

区分	改正前	改正後
麻薬卸売業者の免許の申請	14,600円	15,400円
麻薬小売業者の免許の申請	3,900円	4,300円
麻薬施用者の免許の申請	3,900円	4,300円
麻薬管理者の免許の申請	3,900円	4,300円
麻薬研究者の免許の申請	3,900円	4,300円
麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付の申請	2,700円	2,900円
向精神薬卸売業者の免許の申請	14,600円	15,400円
向精神薬小売業者の免許の申請	3,900円	4,300円
向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付の申請	2,700円	2,900円
向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請	3,900円	4,300円
向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請	2,700円	2,900円

2 施行期日

この条例は、令和2年7月1日から施行することとする。

秋田県麻薬卸売業者免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項の規定による麻薬卸売業者の免許の申請 一件につき 一万五千四百円</p> <p>二 法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許の申請 一件につき 四千三百円</p> <p>三 法第三条第一項の規定による麻薬施用者の免許の申請 一件につき 四千三百円</p> <p>四 法第三条第一項の規定による麻薬管理者の免許の申請 一件につき 四千三百円</p> <p>五 法第三条第一項の規定による麻薬研究者の免許の申請 一件につき 四千三百円</p> <p>六 法第十条第一項の規定による麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付の申請 一件につき 二千九百円</p> <p>七 法第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者の免許の申請 一件につき 一万五千四百円</p> <p>八 法第五十条第一項の規定による向精神薬小売業者の免許の申請 一件につき 四千三百円</p> <p>九 法第五十条の四において準用する法第十条第一項の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付の申請 一件につき 二千九百円</p> <p>十 法第五十条の五第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請 一件につき 四千三百円</p> <p>十一 法第五十条の七において準用する法第十条第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第二条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三条第一項の規定による麻薬卸売業者の免許の申請 一件につき 一万四千六百円</p> <p>二 法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許の申請 一件につき 三千九百円</p> <p>三 法第三条第一項の規定による麻薬施用者の免許の申請 一件につき 三千九百円</p> <p>四 法第三条第一項の規定による麻薬管理者の免許の申請 一件につき 三千九百円</p> <p>五 法第三条第一項の規定による麻薬研究者の免許の申請 一件につき 三千九百円</p> <p>六 法第十条第一項の規定による麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付の申請 一件につき 二千七百円</p> <p>七 法第五十条第一項の規定による向精神薬卸売業者の免許の申請 一件につき 一万四千六百円</p> <p>八 法第五十条第一項の規定による向精神薬小売業者の免許の申請 一件につき 三千九百円</p> <p>九 法第五十条の四において準用する法第十条第一項の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交付の申請 一件につき 二千七百円</p> <p>十 法第五十条の五第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請 一件につき 三千九百円</p> <p>十一 法第五十条の七において準用する法第十条第一項の規定による向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請</p>

一件につき 二千九百円

一件につき 二千七百円